下水道の使用が始まりました

シリーズ67

●公共下水道使用可能区域の追加のお知らせ

平成21年３月５日より日和佐浦の一部において、下水道の使用が可能となりました。

今後、本町・西町の県道沿い付近の整備を進めております。周辺住民の方々にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

◎下水道使用可能追加区域

- 日和佐浦の一部（※下記区域図参照）

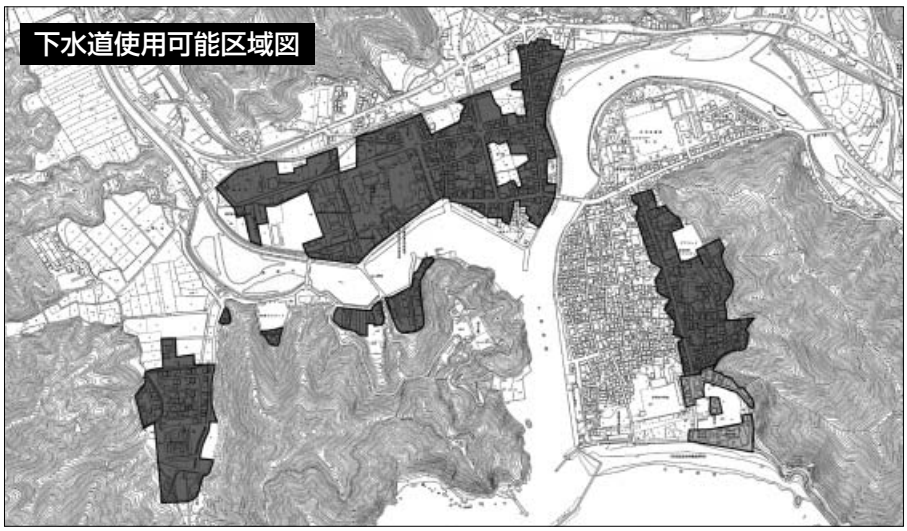

使用開始済区域　**今回追加区域**

※区域の詳細については役場建設課へお問い合せください。

下水道Q＆A

今回は、受益者負担金についてです。

Q．受益者負担金は公共下水道に接続してから支払うのですか？

A．いいえ、受益者負担金は下水道が使えるようになった区域及び近くその予定されている区域の方々に納めていただくことになります。

ですから、**接続していない建物で下水道を使用していなくても、所定の納期限までに納付して頂くことになります。**ただし、１年目に公共下水道に接続していただき、負担金10万円を全納されていると、奨励金として10万円が交付されるので、１年目に接続していただくとお得ということになります。

― 下水道は快適な生活環境をサポートします ―

※ 公共下水道についてのお問い合わせは役場建設課（☎77-3618）まで

美波町小規模工事等受注希望者登録制度のお知らせ

この制度は、競争入札参加資格者名簿に登載されていない方（入札参加申請を提出していない方）を対象に、少額で内容が軽易な工事・修繕の受注を希望する方を登録し、町内業者の受注機会を拡大することによって、町内経済の活性化を図ることを目的としています。

この登録申請をした方は、町が発注する小規模な工事等の発注対象となりますので、受注を希望される方は必ず登録申請をしてください。

※本制度の登録をもって指名や契約を約束するものではありません。

■対象となる工事等

大工・左官・建具・電気・板金・塗装・ガラス・官工事等で、１件の工事金額が130万円未満のものです。

■登録資格

登録できる方は、美波町内に主たる事業所又は住所を有し、入札参加資格者登録をしていない方です。（建設業の許可の有無、経営組織、従業員数は問いません）

■登録の方法

小規模工事等受注希望者登録申請書を提出していただきます。

■受付期間及び有効期間

申請書の受付は、随時行います。（土・日曜日は除きます。）
有効期間は、平成22年３月31日までです。

■お問い合せ先

詳しくは、美波町建設課（直通電話77－3618）までお問い合わせください。